

栗東市国土強靱化地域計画の見直しについて

1. 趣旨、計画の目的

栗東市国土強靱化地域計画（以下、「地域計画」といいます）は、地震や津波、台風などの自然災害に強い地域づくりを行い、大災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持・迅速な復旧復興ができるよう目指す取組のことである国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定され、本市における強靱化に向けたハード整備・ソフト施策といった様々な取組が位置付けられます。取組の推進にあたり、本市における強靱化の全体像を提示・共有し、関係者に自身に関わる部分を認識してもらうことが重要であるため、地域計画は、「地域における防災力の一層の強化」を推進するための、いわば羅針盤の役割となります。

2. 計画の名称

「栗東市国土強靱化地域計画」

3. 計画期間

令和 7 年 4 月 から 令和 12 年 3 月 まで

4. 計画の位置づけ

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条に基づく

5. 策定体制

庁内及び滋賀県への意見聴取

6. 基本的な考え方、見直しの方針

東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施すること等を理念とする「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下、「基本法」といいます）」が平成 25 年 12 月に公布・施行され、基本法第 10 条に基づき平成 26 年 6 月に国において国土強靱化基本計画が策定されました。その後、中長期的な見直しに基づき、令和 5 年 6 月に法改正が行われ、同 7 月に新たな基本計画が閣議決定されました。

本市においても、過去の災害等の教訓を生かし、いつ起こるかわからない大規模な自然災害に対して、被害を最小限に抑えるなど減災・縮災の考え方による対策を平常時から行うことが必要であることから、令和 2 年 6 月に策定した栗東市国土強靱化地域計画を、国の法改正「デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化・地域における防災力の一層の強化」等の内容を地域計画へ反映させ、また、各課の施策分野別一覧等各種計画について庁内意見聴取を行い見直すものです。

7. 見直しに向けたスケジュール（案）

時期		内容	備考
2025 年	1 月 8 日	総合調整会議 ・ スケジュール等の説明	
2025 年	1 月 14 日	各課意見照会	
2025 年	1 月 23 日	1 月議会説明会 ・ スケジュール等の説明	
2025 年	2 月 5 日	総合調整会議 ・ 国土強靱化地域計画（案）の審議	
2025 年	2 月 12 日	2 月議会 ・ 国土強靱化地域計画（案）の報告	
2025 年	2 月中旬～ 3 月上旬	国土強靱化地域計（案）に対するパブリックコメントの募集	
2025 年	3 月上旬	各課意見照会	
2025 年	3 月 12 日	総合調整会議 ・ 国土強靱化地域計画（案）の報告	計画決定
2025 年	3 月 21 日	3 月議会 ・ 国土強靱化地域計画の報告	

＜計画策定の趣旨・基本的な考え方＞

1 計画策定の趣旨等

- 本市は、近江盆地の南部、琵琶湖の南東部に位置し、琵琶湖西岸断層帯による地震や南海トラフ地震等をはじめとした地震災害への対応、近年増加する傾向にある大規模台風や局地的な大雨（ゲリラ豪雨）等による風水害への対応に加え、高齢化や人口減少化が進行する中での公共施設等社会資本の更新及び維持管理等への対応などに、総合的かつ計画的に取り組んでいくことが求められています。
- このため、国土強靱化基本法第13条の規定に基づく国土強靱化地域計画を策定し、本市における国土強靱化に関する指針とし、その計画期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）の5年間とします。

＜位置づけ＞



2 基本的な考え方

＜対象とするリスク＞

大規模地震及び風水害等の大規模自然災害とします。

＜めざすべきまちの姿＞

第六次栗東市総合計画の基本目標である「多様性を認め合い、快適で安全に暮らし続けられるまち」の実現を国土強靱化の観点からめざします。

＜国土強靱化地域計画の基本目標＞

- ①人命の保護が最大限図られること、②市及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化（減災・縮災）を図ること、④迅速な復旧復興を図ること

＜事前に備えるべき目標＞

- ①直接死を最大限防ぐ、②救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する、③必要不可欠な行政機能は確保する、④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する、⑤経済活動を機能不全に陥らせない、⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる、⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない、⑧社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

＜市域の強靱化に関する脆弱性の評価＞

- 国土強靱化基本計画（（平成30年12月14日閣議決定）及び滋賀県国土強靱化地域計画（令和2年3月改定）を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」の妨げとなる事態として、34の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、各々について強靱化に関する8つの個別施策分野及び4つの横断的施策分野の観点から総合的に脆弱性を評価しました。

＜施策分野＞

個別施策分野	①行政機能／警察・消防／教育等、②住宅・都市、③保健・医療・福祉、④エネルギー、⑤産業（農林、商・工）、⑥交通・物流、⑦国土保全（土地利用）、⑧環境・上下水道
横断的施策分野	①リスクコミュニケーション、②人材育成、③官民連携、④老朽化対策

＜脆弱性の評価を踏まえた国土強靱化に関する主要な施策の概要＞

1 個別施策分野

【行政機能／警察・消防等／教育等】

- 危機管理センターの施設設備の適正管理、耐震改修促進計画や長寿命化計画、空家等対策計画などに基づく各施設の適正管理、民間企業との協定締結の推進など

【住宅・都市】

- 旧耐震基準建築物の耐震診断や耐震改修への支援、空家等の適正管理を促進、住宅・建築物の吹付けアスベスト等の除去の促進など

【保健・医療・福祉】

- 浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等に係る要配慮者利用施設等への情報連絡体制等の構築、災害拠点病院へのハード・ソフトの両面から支援体制の充実など

【エネルギー】

- 指定避難所のライフラインの老朽化点検、再生可能エネルギーを活用した蓄電設備の配置など

【産業（農林、商・工）】

- 事業者の事業継続計画（BCP）の策定への協力、農業用ため池の適正管理及び保全が行われる体制の整備など

【交通・物流】

- 都市計画道路など地域構造の骨格となる基盤施設の効果的整備、緊急輸送路の多重ネットワーク化など

【国土保全（土地利用）】

- 道路の冠水想定箇所の排水ポンプ、水位センサーの機能維持、土砂災害特別警戒区域内の建物の補強対策、移転等の促進、県の河川整備事業等と連携して雨水幹線の整備を推進など

【環境・上下水道】

- 下水道施設の耐震対策や計画的な維持管理の実施、公共下水道の普及、農業集落排水施設の適正管理など

2 横断的施策分野

【リスクコミュニケーション】

- 避難所のWi-Fi環境の整備、住民の防災意識の醸成を図るための啓発活動、地区防災計画制度の普及・啓発など

【人材育成】

- 住民や自主防災組織による危機管理センターの活用推進、地域特性に応じた自主防災組織の育成や防災士などのリーダー的人材の育成、災害時支援ボランティアの育成など

【官民連携】

- 非常災害用井戸の登録制度の周知と非常災害用井戸の適正管理の促進、「災害時帰宅支援ステーション」制度の周知、主要事業所等に対する各種ハザード情報の提供など

【老朽化対策】

- 緊急輸送路等の路面や法面の点検・修繕等による適正な維持管理、空家等の適正管理の促進など

＜計画の推進とPDCAサイクルの実施＞

- 市地域計画の推進にあたっては、庁内の全横断的な体制のもと、国や滋賀県、近隣市町を始め、市民、自主防災組織、地域の民間事業者等と連携・協力しながら施策を推進するとともに、施策の進捗状況等を定期的に把握、検証し、必要に応じて見直しを行う等、PDCAサイクルを繰り返して新たな施策展開を図って行きます。
- また、社会情勢の大きな変化など起こった場合には、計画期間中であっても必要に応じて見直しを実施します。



〒520-3088 滋賀県栗東市安養寺一丁目13番33号
栗東市役所 市民政策部 危機管理課
電話：077-551-0109 ／ FAX：077-518-9833